

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	分担金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例第 2 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例第 2 条、第 3 条、第 4 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例 (分担金の納入義務者)</p> <p>第 2 条 町長は、事業を施行する場合には、事業によって利益を受ける地域にある農用地利用改善団体 (農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。) 第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定により農用地利用規程の認定を受けた農事組合法人その他の団体をいう。) 並びに農用地利用改善団体とみなすための一定の要件を満たした集落営農組織、認定農業者 (法第 12 条第 1 項又は第 12 条の 2 第 1 項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。) の組織及びこれらの組織が構成する団体 (以下「農用地利用改善団体等」という。) から分担金を徴収する。</p> <p>2 前項に規定する農用地利用改善団体とみなすための一定の要件とは、農用地利用改善団体等としての定款又は規約を有し、地縁でつながる地域内の農用地について権利を有する者の 3 分の 2 以上の者及びこの事業に係るすべての農地集積対象者が構成員であり、かつ、金融機関に農用地利用改善団体等としての団体名義の口座を有することとする。</p> <p>3 第 1 項に規定する集落営農組織とは、特定農業団体 (法第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。) として、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する組織をいうものとする。</p> <p>(1) 集落営農組織設立 5 年後までに、集落営農組織が当該地域の農地の 3 分の 2 以上の面積の農作業を受託することを目標とすること。</p> <p>(2) 代表者、構成員の加入及び脱退、総会の議決事項・方法、農用地や農業用機械等の利用及び管理等に関する事項等を定めた集落営農組織の規約が定められていること。</p> <p>(3) 集落営農組織の構成員全員で、集落営農組織の運営に係る費用を共同で負担</p>

	<p>し、利益を配分するなど、一元的に経理の処理を行うこと。</p> <p>(4) 集落営農組織の中心となる農業者が目標とする農業所得額が定められており、かつ、その額が、美郷町農業経営の基盤の強化に関する基本的な構想（平成18年3月24日美郷町公告）において定められた目標農業所得額と同額以上であること。</p> <p>(5) 集落営農組織設立後5年以内に農業生産法人となる計画を策定すること。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第3条 分担金の額は、農用地利用改善団体及び農用地利用改善団体等ごとに、当該年度における事業に要する経費のうち県から交付を受ける補助金を差し引いた額とする。</p> <p>(分担金の徴収方法)</p> <p>第4条 分担金は、年度ごとに町長が別に定める納期に一時に徴収する。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日